

日本のひなた宮崎国スポ小林市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ（以下「本大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、大会役員等の識別用品について、必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) リハーサル大会

- ア ADカード
- イ 服飾品（帽子及びトップスをいう。以下同じ。）
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) 本大会

- ア ADカード
- イ 服飾品
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、配付対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、識別用品の一部のみの配付とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督
- (8) 医師、看護師
- (9) 視察員、報道員
- (10) 大会関係者
- (11) その他日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

4 着用

配付対象者は、原則として実行委員会が準備する識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとする。ただし、識別用品を、県又は他市実行委員会と共同で購入する場合はこの限りではない。

6 競技団体による整備

競技役員及び競技補助員に配付する識別用品については、競技団体から代替品目及びデザインの整備希望があった場合は、実行委員会に要望した上で、その許可を得る必要がある。なお、許可を得た代替品の整備に要する費用は、実行委員会と協議の上、実行委員会が整備する一人当たりの額を上限に負担することができるものとする。

7 競技共催市実行委員会との協議による整備

他市実行委員会と共催で実施する競技に係る識別用品の整備については、当該市実行委員会と協議の上、整備するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。